

◎販売通報をいただいたところに、次の文書を出しています。

## 放射線照射ジャガイモの販売中止要請と質問

私たち「照射食品反対連絡会」は、放射線を照射した食品(照射食品)を売らないでほしいと活動している市民団体です(生協など53団体と個人)。

このたび消費者から「○○○○店」で放射線照射ジャガイモ(「芽どめじゃが」)が売られているという通報がありました。「芽どめじゃが」には、食品の安全性や栄養、鮮度などに大きな問題があり、また、放射線を食品に照射するという技術(食品照射)自体にも問題があります。ただちに、販売を中止してくださいますようお願いいたします。

ご存知と思いますが、放射線照射ジャガイモ(放射性物質コバルト60のガンマ線を当てて発芽を阻止)は1974年から、北海道の士幌町農協(JA士幌町)が発売を始めて現在に至っておりますが、その後いろいろな問題(和光堂の照射ベビーフード事件、東京都・群馬での学校給食での使用中止、発がん性物質の生成など)が起き、消費者から受け入れを拒否されてきた経緯があります。

照射食品には多くの危険性が指摘されています。国は安全性について「問題ない」としていますが、根拠にしているデータは40年前のもので、その後の研究によって、照射食品中にシクロブタノンという化学物質が生成され、これには発がん性が確認されています。また、照射食品を研究開発したアメリカ軍が機密文書として所有していたデータを厚生労働省の研究機関が3年間かけて調査し、「照射した食品から、自然放射能の2～3倍の放射線が出るようになる」こと(誘導放射能問題)が2007年に報告されています。

このように照射食品には食品の安全性の面だけでも多くの疑問があります。つきましては、貴店における照射ジャガイモの即時販売中止をお願いいたします。参考までに、本会が配布しているリーフレット(スパイス照射が問題になった時のもの)と解説を同封させていただきます。

なお、お忙しいところ恐れ入りますが、○月○日までに、次の質問に文書にてご回答いただけますようお願い申し上げます。回答は、お手数をおかけいたしますが、末尾の連絡先までお願いいたします。

### 質問(要回答)

1. 照射ジャガイモ(「芽どめじゃが」)の販売を即時、停止していただけますか？
2. 「○○○○店」の他に、他の店で販売していますか？ その場合、それはどこですか？
3. 店内で販売している「ポテトサラダ」や弁当などの総菜の原料に、「芽どめじゃが」は使われていますか？ 使用している場合、それは、具体的には何ですか？
4. 「芽どめじゃが」を販売開始したのは何年前からですか？
5. 注文先、流通経路を教えてくださいませんか？  
士幌町農協は照射ジャガイモの注文を受けてから、照射ジャガイモを生産しているようです。貴店は直に士幌町農協に照射ジャガイモを注文しているのですか？ それとも、他のどこを経由して入荷しているのですか？
6. 「芽どめじゃが」を販売することになった経緯をお知らせください。今後もこれを販売する予定ですか？ 販売を予定している場合は、その理由をお聞かせください。
7. 放射線照射食品または「芽どめじゃが」について貴店の見解をお聞かせください。

以上、よろしくおねがいたします。